平成２９年（フ）第８５号
鹿児島県阿久根市波留3020番地　２号棟
債務者　武内　　勉
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
鹿児島県出水市緑町20番８号　福原ハイツⅢ202号
債務者　花木　竜馬
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第８８７３号
東京都新宿区西落合１丁目18―18　けやき荘
債務者　菊田さおり
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４９号
東京都江戸川区松島３丁目25―３
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５８号
東京都練馬区田柄２丁目６―17―105
債務者　守屋　陸郎
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５９号
東京都港区南青山４丁目８―15―503
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６３号
東京都墨田区立花３丁目７―11　遠井荘２Ｆ
債務者　小磯　直人
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６４号
東京都世田谷区用賀３丁目20―３　ＫＳグリーンハイムＡ103
債務者　柿崎　元子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６５号
東京都世田谷区用賀３丁目20―３　ＫＳグリーンハイムＡ103
債務者　渡邊　一絵
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６６号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目12―４
債務者　御供　　潤
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375―１
債務者　高田　多恵
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７４号
東京都江東区北砂４丁目15―18―201
債務者　堀越　信行
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９８４号
東京都東村山市栄町３丁目５―１―307
債務者　神崎　慎一
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９８７号
千葉県船橋市浜町１丁目８―18―101
債務者　吉川　初穂
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９９６号
東京都江戸川区北葛西４丁目６―17　ホトコーポＢ２　108
債務者　本間　幹男
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９９８号
東京都新宿区中井１丁目８―５　パラッツオⅠ　208
債務者　古里　忠陸
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部